

1 賦課のもととなる所得金額

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 43 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。（合計所得金額が 2,400 万円を超える方は、その金額によって基礎控除額が異なります。）

※参考例：収入が年金収入 170 万円のみの単身世帯

年金収入 170万円	年金控除額（注） 110万円	基礎控除額 43万円	賦課のもととなる 所得金額 17万円
---------------	-------------------	---------------	--------------------------

（注）年金控除額は年金収入額によって変わります。
（参考例は年金収入が 330 万円未満の場合の控除額です。）

★軽減について

2 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料は次のとおりです。所得割額は、当面の間かかりません。（該当する方は、0.00%と記載されています。）

	加入から 2 年を経過する月まで	加入から 2 年経過後
均等割額	5 割 軽 減	軽 減 な し
所得割額	負 担 な し	

※低所得による均等割額の軽減(⑧の表)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

7 所得割額の軽減(都広域連合独自の軽減)

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

※所得割合が 8.78%の方は、⑦で 9.67%との差額を調整します。

8 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。世帯の判定は当該年度の 4 月 1 日（年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）時点で行います。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※－1）×10万円 以下	7割	14,190円
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※－1）×10万円 ＋29.5万円×（被保険者の数） 以下	5割	23,650円
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※－1）×10万円 ＋54.5万円×（被保険者の数） 以下	2割	37,840円

※65歳以上(令和6年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除 15 万円を差し引いた額で判定します。

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が 65 歳未満の方は 60 万円、65 歳以上の方は 125 万円を超える」又は「給与収入が 55 万円を超える」被保険者及び世帯主の合計人数です。合計人数が 2 人以上の場合に適用します。

後期高齢者医療保険料額 決定通知書の見かた

<保険料の決め方> 東京都における保険料

均等割額
被保険者 1 人当たり
47,300 円



所得割額
賦課のもととなる
所得金額 × 所得割合
9.67%

令和 6 年度の所得割合は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下の方は 8.78%、58 万円超の方は 9.67%となります。なお、令和 7 年度は全ての方の所得割合は 9.67%となります。



令和 6 年度保険料(100 円未満切捨て)
限度額 80 万円

次の方は令和 6 年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が 73 万円になります。
①昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた方
②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和 6 年 4 月 1 日以降に 75 歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く）

お問い合わせの際は、こちらの
「被保険者番号」を
お知らせください。

令和 6 年度 後期高齢者医療保険料額 決定 通知書		被保険者番号 12345678		被保険者氏名 江戸川 花子	
〒132-8501 中央 1 丁目 4 番 1 号		令和 6 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定(変更)しましたので通知します。		決定年月日 令和 6 年 7 月 日	
江戸川 花子 様		令和 6 年 7 月 日 東京都後期高齢者医療広域連合長		保険料額 34,800 円	
X XXX XXXXXXXXXX		決定(変更)理由 保険料額を決定しました			
保険料算定の基礎となる方法(①)をご覧ください)					
区 分	①賦課のもととなる所得金額	②所得割合	③所得割額(①×②)	④均等割額	⑤算出額(③+④)
	170,000	9.67%	16,439	47,300	63,739
					⑥限度額を超える額 0
					⑦所得割軽減額 5,245
					均等割軽減割合 5割
					⑧均等割軽減額 23,650
					⑨年間保険料額(⑤-⑥-⑦-⑧)
					34,844
					月数 12
					⑩月割減額 0
					⑪保険料額 ※(⑨+⑩-⑪-⑫)
					34,800
					⑬年間保険料額(⑨-⑩)
					0
					月数 12
					⑭月割減額 0
					※100円未満切捨て
⑦>の計算例 所得割軽減額 170,000×8.78%×25% = 3,732(小数点以下切り上げ) 差額調整 170,000×(9.67%-8.78%) = 1,513 計 5,245 ←⑦の金額					
令和 6 年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼		被保険者番号 12345678		被保険者氏名 江戸川 花子	
中央 1 丁目 4 番 1 号		令和 6 年度分の後期高齢者医療保険料を次のとおり徴収することに決定(変更)しましたので通知します。		保険料年総額(都内他自治体分含む) 34,800 円	
江戸川 花子 様		令和 6 年 7 月 日		江戸川区に納付する保険料額(A) + (B) 34,800 円	
江戸川区長		決定(変更)理由 年度当初賦課による後期高齢者医療保険料額決定のため			
あなたが納付方法は下記のとおりです。					
納付方法		口座振替と年金からの支払い			
特別徴収義務者		厚生労働大臣			
特別徴収対象年金		老齢基礎年金			
普通徴収分口座情報		〇〇〇〇〇〇銀行 〇〇〇〇〇〇支店 江戸川 花子			
◆口座情報 通知日(令和 6 年 7 月 日)時点にご登録のある口座を記載しています。また、口座名義人名は先頭から 20 文字を記載しています。					
特別徴収分の納付期割額(年金からのお支払い)		(A) 単位(円)			
区 分	1 期(4 月)	2 期(6 月)	3 期(8 月)	4 期(10 月)	5 期(12 月)
決 定				5,800	5,800
					5,800
					17,400
◆1 期(4 月)・2 期(6 月)・3 期(8 月)は、仮徴収としてお支払いいただく額を記載しています。					
普通徴収分の納付期割額(納付書払いまたは口座振替)		(B) 単位(円)			
区 分	1 期(7 月)	2 期(8 月)	3 期(9 月)	4 期(10 月)	5 期(11 月)
納 期 限	R06.07.31	R06.09.02	R06.09.30		
決 定	5,800	5,800	5,800		
					17,400
◆納期限は各月末日です(金融機関が休みのときは、翌営業日)。なお、口座振替は納期限が引落日になります。◆区分に「過」の記載がある場合は、お支払いいただく年度が過ぎて保険料額が決定した分です。					

◆納付方法◆ 3種類のお支払い方法があります

- 年金からのお支払い（原則年 6 回でのお支払い）
「特別徴収義務者」「特別徴収対象年金」欄に記載のある年金からのお支払い。
- 納付書払い（原則年 9 回でのお支払い）
今回の決定通知書に納付書（1 ～ 3 期分）を同封しています。
残りの納付書は、10 月中旬と 1 月中旬にお送りします。
- 口座振替（原則年 9 回でのお支払い）
「普通徴収分口座情報」欄に記載のある口座からの引き落としによるお支払い。

◆江戸川区に納付する保険料額◆ (A) + (B)

(A) 特別徴収分の保険料
年金から支払う保険料 + (B) 普通徴収分の保険料
納付書または口座振替
で支払う保険料